

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
第996回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和3年8月24日（火）10時00分～11時30分
2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室（TV会議システムを利用）
3. 出席者（※TV会議システムによる出席）：
原子力規制委員会 山中委員
原子力規制庁 小野長官官房審議官、田口安全規制管理官、岩澤企画調査官他6名

東京電力ホールディングス株式会社 山本原子力設備管理部長 他21名※
日本原子力発電株式会社 石坂常務取締役 他8名
4. 議題
 - (1) 東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の特定重大事故等対処施設に係る審査について
 - (2) 日本原子力発電（株）東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査について
 - (3) その他
5. 配布資料
 - 資料1-1 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
特定重大事故等対処施設の設置について
＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞
＜水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能＞
（審査会合コメント回答）
 - 資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
本文＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞
 - 資料1-3 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
本文＜水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能＞
 - 資料1-4 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
補足説明資料＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞
 - 資料1-5 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
補足説明資料＜水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能＞
 - 資料1-6 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
発電用原子炉設置変更許可申請
特定重大事故等対処施設の技術的能力について
審査会合コメント回答

- 資料 1-7 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉
発電用原子炉設置変更許可申請
特定重大事故等対処施設に係る体制の整備の概要について 第 1 回
- 資料 1-8 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉
発電用原子炉設置変更許可申請
特定重大事故等対処施設に係る体制の整備の概要について 第 2 回
- 資料 1-9 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
本文<特定重大事故等対処施設に係る体制の整備について>
- 資料 1-10 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）
補足説明資料<特定重大事故等対処施設に係る体制の整備について>
- 資料 1-11 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉
特定重大事故等対処施設の設置について
<特定重大事故等対処施設に係る体制の整備について追補Ⅱ>
（審査会合コメントの回答）
- 資料 1-12 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉
特定重大事故等対処施設の設置について
<特定重大事故等対処施設に係る体制の整備について追補Ⅱ>
- 資料 2-1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設
審査会合における指摘事項の回答（技術的能力）

6. 議事概要

（議題 1）

- （1）東京電力ホールディングス株式会社から、資料を用いて、柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号炉に係る特定重大事故等対処施設に関する原子炉格納容器の過圧破損防止機能、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、技術的能力及び効果の評価について説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- （3）東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

（議題 2）

- （1）日本原子力発電株式会社から、資料を用いて、東海第二発電所に係る特定重大事故等対処施設に関する技術的能力について説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、ヒアリング等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- （3）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上